

第6章 空家等対策に関する実施体制の整備

6-1 市民等からの空家等に関する相談への対応

空家等の維持管理や利活用、周辺的生活環境に影響を及ぼしている場合の対応など、空家等の問題は多岐にわたることから、所有者等や地域住民からの相談などに対して、総合窓口を設置し、相談内容に応じて関係部局が連携し対応しています。

<主な取組>

- 総合窓口の設置による円滑な空家相談

6-2 空家等に関する対策の実施体制

本市では、空家等が起因する問題に対応するため、関係部局による委員会を設置し、関係部局の役割や連携、情報共有など、空家等対策に取り組んでいます。

空家等に関わる問題は、倒壊の危険性などのほか、生活環境、防災、防犯など多くの問題が複合的に絡み合っていることから、関係部局が連携して対応するとともに、業務の効率的な運営や市民サービスの向上を図ります。

<主な取組>

- 委員会や関係部局の連携による空家等対策

6-3 関係機関・団体との連携

空家等の相談に対応するため、不動産関係団体などとの連携により、空家等対策を進めます。

また、相続など権利関係等に問題があり、解決が難しい場合は、本市の無料法律相談や司法書士相談などのほか、様々な公的機関が実施している相談窓口と連携して問題の解決を促すなど、関係機関・団体と連携して空家等対策に取り組めます。

<主な取組>

- 不動産関係団体との連携による空家等の利活用に関する相談窓口の情報提供（再掲）
- 各種相談窓口との連携による問題解決の促進